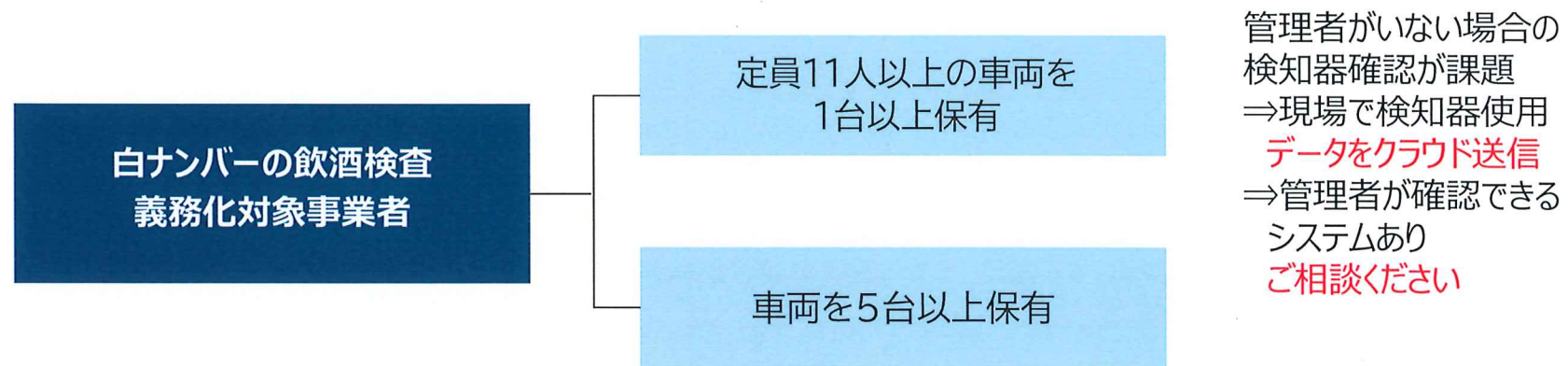


道路交通法改正について

2022年4月1日から**白ナンバー**でも運転前後にドライバーの**酒気帯び状態の確認・記録**、その記録を**1年間保持**することが**義務**付けられています。



1. 運転者の酒気帯びの有無を目視等で確認
→ 運転前後の**1日2回実施**
2. 上記確認内容の**1年間の記録保存**
→ 記録項目は定められた**8項目の記録**が必要

2022年 4月1日より施行

1. **アルコール検知器を用いて**
酒気帯びの有無を確認すること(運転開始前、開始後)
2. **アルコール検知器を常時有効に保持すること**
→ 正常に作動し、故障がない状態で**保持**しておくこと

2023年12月開始

※正式な開始時期はパブリックコメント後に決定予定